【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月27日
【会社名】	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター ステファン・ボリンジャー (Stefan Bollinger, Managing Director)
【本店の所在の場所】	英国 ロンドン市 EC4A 2BB フリート・ストリート133、ピーターバラ・コート (Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁　護　士　　平　川　　修
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6888)1000
【事務連絡者氏名】	弁　護　士　　小　林　英　治 同　　深　津　　健 同　　栗　田　　聡 同　　中　井　崇一朗
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6888)1000
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	144,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	該当なし

１ 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年６月９日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額および利率が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２ 【訂正事項】

第一部　証券情報
第２　売出要項
１　売出有価証券
売出社債（売出短期社債を除く。）
２　売出しの条件

３ 【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第２【売出要項】

１【売出有価証券】

【売出社債（売出短期社債を除く。）】

＜訂正前＞

銘　柄	ゴールドマン・サックス・インターナショナル2019年７月８日満期 日経225ETF償還条項および早期償還条項付日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債（以下「本社債」といいます。）（注１）		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	300,000,000円（予定） （注２）	売出価額の総額	300,000,000円（予定） （注２）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都港区六本木六丁目10番１号 ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「売出人」といいます。）		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	満期日は、自動早期償還事由（以下に定義します。）が発生しない場合、2019年７月８日(以下「予定満期日」といいます。)（ただし、満期日は修正翌営業日規定により調整されます。）（注３）		

利　　率	(i)2014年10月８日に予定される利払日（以下に定義します。）の場合：(a)100万円と、(b)（未定）％（年率1.3%から2.3%までを仮条件とします。）と、(c)2014年10月８日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）に相当する日本円。 (ii)上記(i)の利払日以外の各利払日の場合：以下に相当する日本円とします。 (a)当該利払日直前の評価日（以下に定義します。）の日経平均株価終値が、利率判定価格以上であると計算代理人が決定する場合：(I)100万円と、(II)（未定）％（年率1.3%から2.3%までを仮条件とします。）と、(III)当該利払日になることが予定される日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。） (b)当該利払日直前の評価日の日経平均株価終値が利率判定価格を下回ると計算代理人が決定する場合：(I)100万円と、(II)0.10%と、(III)当該利払日に当たることが予定される日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）
利 払 日	2014年10月８日を初回として、2019年４月８日までの毎年１月８日、４月８日、７月８日および10月８日ならびに満期日とします（以下「利払日」といいます。）。ただし、最終利払日は、(i)満期日または(ii)自動早期償還事由（以下に定義します。）が発生した最初の評価日（該当する場合）直後の自動早期償還日（以下に定義します。）のうち、いずれか早期に到来する日とします。満期日に該当する利払日以外の利払日は修正翌営業日規定により調整されます。なお、かかる調整は、利息計算期間（以下に定義します。）および利払日に支払われるいずれの利息金額（以下に定義します。）にも影響を及ぼしません。（注３）

（注１）本社債が金融商品取引所に上場される予定はありません。

（注２）ユーロ市場において発行される本社債の元本総額は300,000,000円（予定）です。本社債の売出券面額の総額、売出価額の総額および利率は、条件決定日（2014年６月27日（予定））に、本社債の売出しの市場における需要を勘案した上で決定されます。したがって、市場における需要の状況によっては、最終的に決定され訂正有価証券届出書により特定される本社債の売出券面額の総額、売出価額の総額および利率は、上記の値と大幅に異なるものとなる可能性があります。本社債の償還に際して支払われる金額は各本社債の券面額の100%です。

（注３）修正翌営業日規定とは、ある日が営業日（以下に定義します。）ではない場合に、かかる日を翌営業日まで延期する（ただし、延期した日が翌暦月になる場合は、直前の営業日とする）調整規定をいいます。

（後略）

＜訂正後＞

銘　柄	ゴールドマン・サックス・インターナショナル2019年７月８日満期 日経225ETF償還条項および早期償還条項付日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債（以下「本社債」といいます。）（注１）		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	144,000,000円 （注２）	売出価額の総額	144,000,000円 （注２）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	東京都港区六本木六丁目10番１号 ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「売出人」といいます。）		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	100万円

償還期限	満期日は、自動早期償還事由（以下に定義します。）が発生しない場合、2019年７月８日(以下「予定満期日」といいます。)（ただし、満期日は修正翌営業日規定により調整されます。）（注３）
利　　率	(i)2014年10月８日に予定される利払日（以下に定義します。）の場合：(a)100万円と、(b)1.85%と、(c)2014年10月８日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）に相当する日本円。 (ii)上記(i)の利払日以外の各利払日の場合：以下に相当する日本円とします。 (a)当該利払日直前の評価日（以下に定義します。）の日経平均株価終値が、利率判定価格以上であると計算代理人が決定する場合：(I)100万円と、(II)1.85%と、(III)当該利払日になることが予定される日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。） (b)当該利払日直前の評価日の日経平均株価終値が利率判定価格を下回ると計算代理人が決定する場合：(I)100万円と、(II)0.10%と、(III)当該利払日に当たることが予定される日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）
利 払 日	2014年10月８日を初回として、2019年４月８日までの毎年１月８日、４月８日、７月８日および10月８日ならびに満期日とします（以下「利払日」といいます。）。ただし、最終利払日は、(i)満期日または(ii)自動早期償還事由（以下に定義します。）が発生した最初の評価日（該当する場合）直後の自動早期償還日（以下に定義します。）のうち、いずれか早期に到来する日とします。満期日に該当する利払日以外の利払日は修正翌営業日規定により調整されます。なお、かかる調整は、利息計算期間（以下に定義します。）および利払日に支払われるいずれの利息金額（以下に定義します。）にも影響を及ぼしません。（注３）

（注１）本社債が金融商品取引所に上場される予定はありません。

（注２）ユーロ市場において発行される本社債の元本総額は144,000,000円です。

（注３）修正翌営業日規定とは、ある日が営業日（以下に定義します。）ではない場合に、かかる日を翌営業日まで延期する（ただし、延期した日が翌暦月になる場合は、直前の営業日とする）調整規定をいいます。

（後略）

２　【売出しの条件】

＜訂正前＞

（前略）

社債要項

利息金額

各本社債の金額（以下「指定券面額」といいます。）は100万円とし、（指定券面額の）各本社債に関し支払われる利息金額は以下のとおりとします。

(i)2014年10月８日に予定される利払日（以下に定義します。）の場合：(a)100万円と、(b)（未定）%（年率1.3%から2.3%までを仮条件とします。）と、(c)2014年10月８日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）に相当する日本円。

(ii)上記(i)の利払日以外の各利払日の場合：以下に相当する日本円とします。

(a)当該利払日直前の評価日（以下に定義します。）の日経平均株価終値が、利率判定価格以上であると計算代理人が決定する場合：(I)100万円と、(II)（未定）%（年率1.3%から2.3%までを仮条件とします。）と、(III)当該利払日になることが予定される日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）

(b)当該利払日直前の評価日の日経平均株価終値が利率判定価格を下回ると計算代理人が決定する場合：(I)100万円と、(II)0.10%と、(III)当該利払日に当たることが予定される日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）

ある期間または利払日における「利息金額」とは、当該期間または当該利払日に支払われるべき利息の金額をいいます。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

社債要項

利息金額

各本社債の金額（以下「指定券面額」といいます。）は100万円とし、（指定券面額の）各本社債に関し支払われる利息金額は以下のとおりとします。

(i)2014年10月８日に予定される利払日（以下に定義します。）の場合：(a)100万円と、(b)1.85%と、(c)2014年10月８日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）に相当する日本円。

(ii)上記(i)の利払日以外の各利払日の場合：以下に相当する日本円とします。

(a)当該利払日直前の評価日（以下に定義します。）の日経平均株価終値が、利率判定価格以上であると計算代理人が決定する場合：(I)100万円と、(II)1.85%と、(III)当該利払日になることが予定される日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）

(b)当該利払日直前の評価日の日経平均株価終値が利率判定価格を下回ると計算代理人が決定する場合：(I)100万円と、(II)0.10%と、(III)当該利払日に当たることが予定される日（同日を含みません。）までの利息計算期間に適用される日割計算係数とを乗じた積（端数は四捨五入し、0.5円は繰上げされます。）

ある期間または利払日における「利息金額」とは、当該期間または当該利払日に支払われるべき利息の金額をいいます。

（後略）